

① 納付期限

(1) 特許

① 特許料(第1～3年分)



② 維持年金(第4年分)



③ 維持年金(第5年分)



(2) 商標

① 商標登録料



② 商標登録料分納(後期)



③ 更新登録料



④ 更新登録料分納(後期)



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp